

小出地区まちぢから協議会 令和6年8月運営委員会 次第

日時：令和6年8月22日（木）19時～
場所：小出地区コミュニティセンター 大会議室

1 開会

2 小出地区まちぢから協議会 会長あいさつ

3 議事

（1）まちぢから協議会について

（2）部会長の選任について

（3）部会以外の団体からの活動報告、お知らせ等

（4）各部会の活動費について

（5）各部会からの活動報告等

- ・コミュニティセンター管理運営委員会
- ・社会福祉部会
- ・子ども育成部会
- ・防災部会
- ・地域活動部会
- ・県道七曲り整備部会
- ・下寺尾遺跡部会
- ・環境保全部会
- ・広報部会

4 今後のスケジュール

・10月運営委員会 10月17日（木）19時～ 小出コミセン 大会議室

5 閉会

茅ヶ崎市における 新たな地域コミュニティの 取り組みについて

令和6年8月22日
市民自治推進課

【活動区域】

自治会の状況

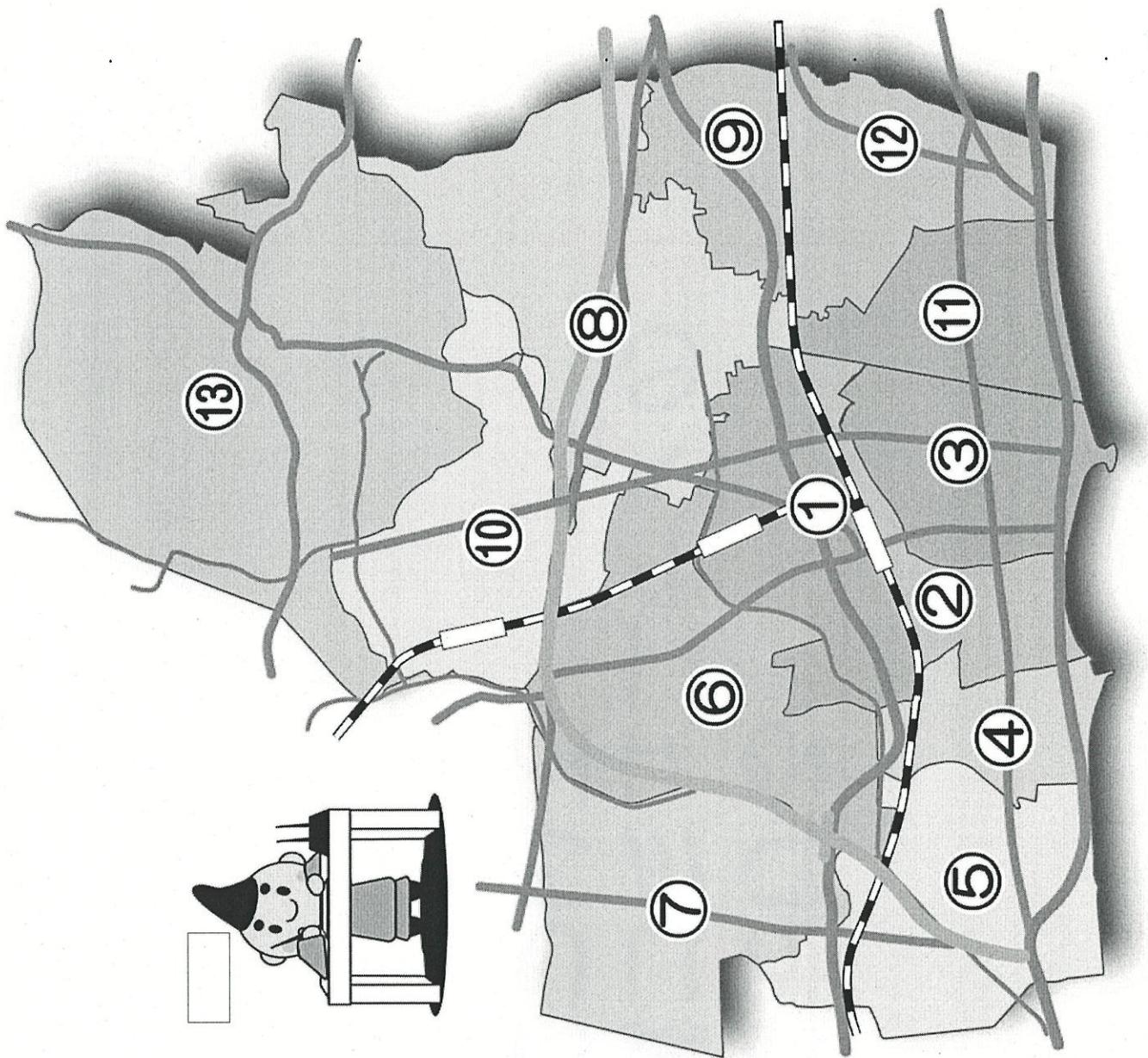
◆単位自治会
135自治会



◆連合会区域
13地区

【自治会への依頼事項】

- ◆広報紙等の配布、回覧
- ◆行政との連絡調整
- ◆各種委員の推薦
- ◆募金運動への協力



取組を進める背景

- 社会経済状況の変化、少子高齢化

- 地域への帰属意識の低下

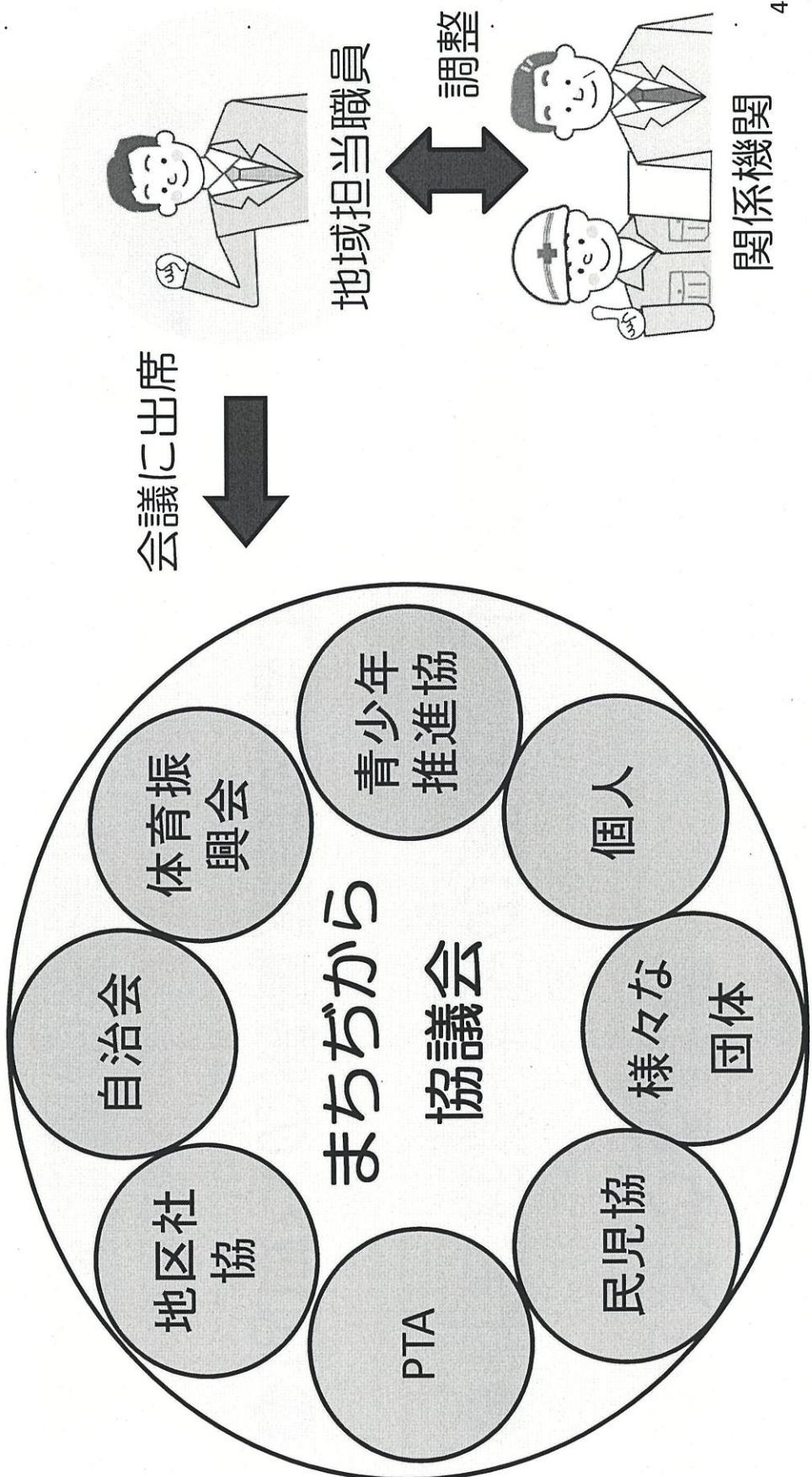
- 地域課題の多様化



**個別の寸体だけでは
解決できなさい課題が増加**

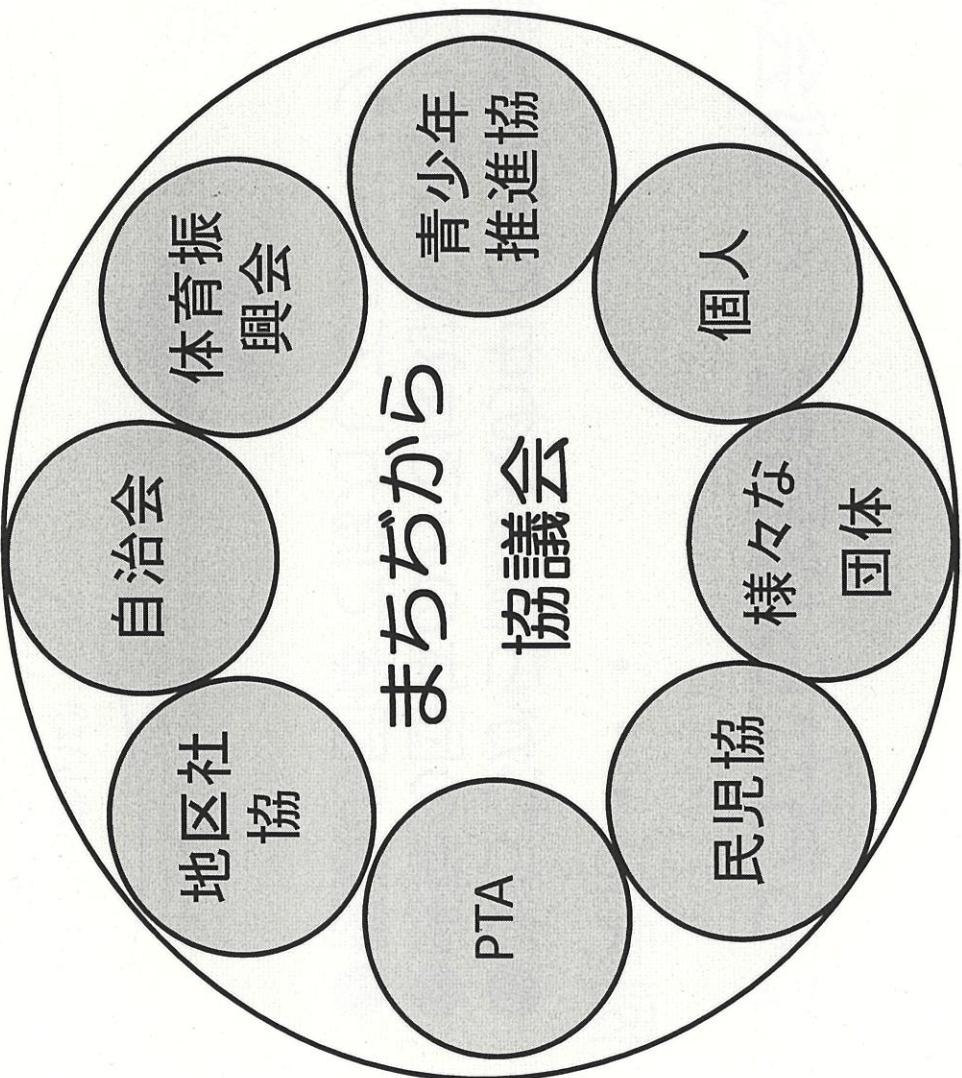
まちぢから協議会 ～各種団体の関係～

- まちぢから協議会の中で各種団体は対等な関係
- 地域課題を共有し、協力して取り組む
- 団体の垣根を越えた新たなアイディアの発見が可能



まちぢから協議会 ~何するの?~

- 地域全体をどうえた中で、課題等無いか協議
- 既存団体個々の課題をみんなで解決できないか協議
- 既存団体の活動内容を報告 etc



★ポイント★

自治会など地域内の各種団体や市民が参加する「協議の場」

話し合いをすることが第一歩!

まちぢから協議会 ~部会とは①~

例えは・・・

- まちぢから協議会の中で新たな課題を発見
- 既存の団体のみでは対応しきれない
- 複数の団体で協力してチャレンジする必要がある

部会の設立



まちぢから協議会　～部会とは②～

部会では・・・

- 課題解決に向け新たに協議
- 解決策ができるなら運営委員会に提案
- 多くの人に参加してもらいう事業実施

★ポイント★

- ・課題解決のための協議、事業の運営に誰もが参加できる。
- ・既存の団体活動は部会活動ではない。
- ・部会も議論をする場であり、必ず成果を出さなければいけないものではない。



まちがから協議会 →市の支援へ

人的支援

→地域担当職員を配置

* 助言（審議会含む）や情報提供等

財政支援

→運営費等の助成＝1地区25万円

→事業提案及び実施に対する助成

(1地区 200万／年 を上限)

* 地域の課題解決を図るもの

* 地域の連携強化を図るもの

* 地域住民の意見・ニーズを把握する

もの

* 地域情報を発信し、共有を図るもの

★まとめ★

- まちから協議会は話し合いの場
- 何でも地域、何でも市ではなく、地域ができること、市ができることと一緒にやることをみんなで考えていく場
- 既存団体は独立した団体なので、当然その団体がやる事業もその団体のもの
- 運営委員会は限られた人しか参加できないが、運部会は誰もが参加できる場であることが原則
- 地域担当職員は地域をフォロー

ご清聴ありがとうございました。



ちがき貴族
えぼし麻呂 & ミーナ

各地区からの意見まとめ

(1) 市長が定める認定区域について

- 市では、各地区まちぢから協議会の区域を定めています。

- まちぢを構成している関係団体の主な活動区域は、

福祉関係団体（社協・民児協） = まちぢの区域

児童・青少年関係団体（PTA・推進協） = 小・中学校の学区

となっており、区域が一致していないことにより、課題が生じています。

① 区域が一致していないことで、生じている課題はありますか？

② それは具体的にどのような課題ですか？

③ 課題を解決するために、どのように区域を変更するのが良いですか？

【①生じている課題】

- 課題あり（茅ヶ崎、茅ヶ崎南、鶴嶺西、小和田、松浪、浜須賀、湘北、小出）
- 課題なし（南湖、湘南、松林）
- 当日検討なし（海岸、鶴嶺東）

【②具体的な課題】

- コミュニティ意識を共有できない。（茅ヶ崎南）
- 防災訓練の実施場所と実際の避難場所が異なる。（南湖）
- 推進協・体育振興会が地区内で分かれている。（鶴嶺西）
- イベントが統一できない。（松浪）
- 学区が隣の地区と跨っているため、目が行き届かない。（湘北）

【③具体的な変更内容】

- 松林地区と一緒に検討していきたい。（小和田）
- まちぢ、自治会を他のまちぢに変更する。（松浪）
- 変更の必要なし（茅ヶ崎、南湖、湘南、松林、浜須賀、湘北）
- 課題によってフレキシブルに対応できる仕組み作りが必要と考える。（茅ヶ崎、浜須賀、湘北）

【参考】

	変更の必要あり	変更の必要なし
課題あり	茅ヶ崎南、鶴嶺西、小和田、松浪、小出	茅ヶ崎、浜須賀、湘北
課題なし		海岸、南湖、湘南、鶴嶺東、松林

(2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について

- 市では、各地区まちぢから協議会の認定にあたり、「すべての自治会が構成員になること（参加率100%）」を条件としていますが、以下のような課題があります。
 - まちぢから協議会への参加を望まない自治会がある場合、認定を受けることができない。
 - すでに認定を受けている地区でも、新たに自治会が設立された際に、まちぢから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しとなってしまう。

- すべての自治会が構成員にならなくとも認定を受けられるよう、条件を変更することについて、どのように考えますか？
- 仮に、条件を変更する場合、どのような条件が考えられますか？
- 現在の条件（参加率100%）を変更し、各地区ごとに、一定の割合を定めることとした場合、どのくらいの割合（参加率●●%）が適当であると考えますか？

【①-1 条件を変更することに対する考え方】

- 変更した方が良いと思う（茅ヶ崎南、南湖、湘南、松林、湘北、小出）
- どちらとも言えない（茅ヶ崎）
- 変更の必要はない（鶴嶺西、松浪）
- 当日検討なし（海岸、鶴嶺東、小和田、浜須賀）

【①-2 そのように考える理由】

- マンション等の新しい自治会が設立した時にその自治会がまちぢからに入らないケースが考えられる。（南湖、松林）
- 今後、自治会がまちぢからから抜けるケースも考えられる。（茅ヶ崎南、小出）
- 参加率100%として、地域全体をカバーするという位置付けは重要（茅ヶ崎）
- 参加率100%という強制力がないと入らない（退会する）自治会が出てきて、まちぢから協議会が弱体化する可能性あり（茅ヶ崎）
- 各自治会の理解が得られており、変更の必要はない。（鶴嶺西）
- 退会したいと考えている自治会はないため、変更の必要はない。（松浪）

【②具体的な条件】

- 自治会に限らず、地域を代表すると認める何らかの団体（例：社協、民児協）が入っていればよい。（湘北）

【③-1 適当であると考える割合】

- 3分の2以上（松林）
- 80%（湘北）

【③-2 そのように考える理由】

- その自治会のエリアをカバーできる何らかの団体が入っていれば、自治会に限らなくてもよい。（湘北）

(3) まちぢから協議会の運営費等について

- 市では、まちぢから協議会の活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付しています。

- 運営等助成金の金額・申請手続き等について、どのような課題がありますか？
どのように変更するのが良いですか？
- 特定事業助成金の金額・申請手続き等について、どのような課題がありますか？
どのように変更するのが良いですか？

【①-1 運営等助成金の課題】

- 各地区一律に交付される25万円では足りない。（茅ヶ崎南、海岸、湘南、鶴嶺東、鶴嶺西、松浪、浜須賀、小出）
- 使途が制限されていたり、不明確であるため、使いづらい。（茅ヶ崎、南湖、松林）
- 自治会から集めた分担金をまちぢからの事業費として自治会未加入者に対しても使っているため、問題となっている。（茅ヶ崎、南湖、小出）
- ボランティア（無報酬）では参加できない。（小和田）
- 行政の手当ての仕組み（各分野における補助制度）がわかりにくい。（小和田）

【①-2 具体的な変更内容】

- 自治会等からの分担金を集めなくても、運営できるよう運営等助成金を増額した方が良い。（南湖、鶴嶺東）
- 各地区的規模（世帯数、部会数等）に応じた金額設定（茅ヶ崎、茅ヶ崎南、鶴嶺東、浜須賀、湘北、小出）
- 運営等助成金と特定事業助成金との一体化（茅ヶ崎南、海岸）
- 助成金の使途について、見直しや明確化をしてほしい。（茅ヶ崎、南湖、松林、浜須賀）

【②-1 特定事業助成金の課題】

- 認定条件が厳しい（茅ヶ崎南）
- 手続きが煩雑なため、簡素化してほしい。（海岸、小出）
- 継続事業については、書類の再提出を免除するよう検討してほしい。（小出）

【②-2 具体的な変更内容】

- 運営等助成金と特定事業助成金との一体化（茅ヶ崎南、海岸）